

審議案件報告書

令和8年度第1回朝霞市入札監視委員会で審議を行った下記案件については、おおむね適正な入札及び契約手続きがなされていたものと報告します。

より透明性の高い公正で適切な入札及び契約手続きとするため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 審議案件

審議順	案件名	審議結果
1	朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務委託	意見あり
2	朝霞市子育て支援アプリ導入及び運用業務委託	意見あり
3	朝霞市児童相談システム再構築業務委託	意見なし
4	朝霞市小・中学校天吊りスクリーン等処理業務委託	意見なし
5	朝霞市小・中学校教室増加に伴う児童用机・椅子等購入	意見なし
6	朝霞第七小学校通級指導教室パーテーション等購入	意見なし

2 入札監視委員会からの意見

①「プロポーザル」における公告期間等の設定について

「プロポーザル」は複数の事業者から企画・技術等の提案を受け、企画内容や業務遂行能力が最も優れた事業者を選定する発注方法であり、より多くの事業者の参加を促し、提案内容の充実を図るためにも、募集期間の設定は特に重要である。

国のガイドライン等に基づき、公告してから企画提案書の提出までの期間を1か月程度とするなど、事業者側に対し一定の作業期間が確保される日程の設定に努めること。

(朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務委託)

②実施方式の検討、「プロポーザル」の実施後の分析等について

所管課は、「プロポーザル」が当該業務の受託候補者特定に際して最もふさわしい契約方法であるかを十分検討し、価格競争が可能な案件については原則のとおり入札等で行うなど、より合理的な方法での発注に努めること。

なお、「プロポーザル」の実施後、参加事業者が複数とならなかった場合は、その理由（公告期間・設計価格の設定等）を分析し、次回以降の「プロポーザル」の実施に向け、より多くの参加事業者となるよう検討すること。

(朝霞市子育て支援アプリ導入及び運用業務委託)

令和8年9月11日

朝霞市入札監視委員会
委員長 大澤 重仁

朝霞市長 松下 昌代 様